

令和8年度長久手市中小企業者等支援補助金

1 事業の目的

市内商工業の活性化や賑わいの創出を目的として市内事業者が市内の店舗等で実施する事業（販路拡大・体験型観光支援・経営革新・創業支援）に係る経費の一部を補助します。

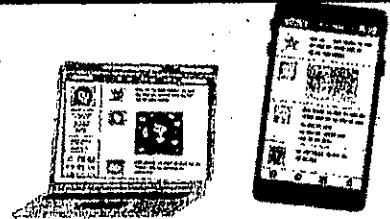
2 補助対象事業

販路拡大事業

改正

SNS 広告費用

(LINE、X(旧 Twitter)、Instagram、Facebook、YouTube、TikTok)



体験型観光支援事業

体験型観光プログラムを登録し、運営する以下の費用

- ・ OTA サイトへの掲載料
 - ・ OTA サイトのシステム利用料(販売手数料)
- (OTA サイト:インターネット上で取引を行う旅行会社のウェブサイト)



経営革新事業

経営革新計画で愛知県から承認を受けた改修費、機械及び備品購入費
(車両及び単価1万円未満のものは対象外)

創業支援事業

改正

創業計画書で商工会又は金融機関から確認を受けた以下の費用

- ・ 店舗改修工事費
- ・ 求人掲載費
- ・ 広告宣伝費



	補助率	補助上限額	補助対象者
販路拡大事業	1/2	10万円	長久手市内に店舗・事業所を有し、事業を営む中小企業者又は市内に居住地のある個人事業主
体験型観光支援事業		30万円	
経営革新事業			
創業支援事業			

【お申し込み・お問い合わせ先】

*申請書の様式はホームページからダウンロードできます。

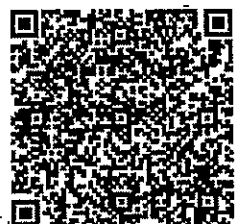
長久手市役所 観光商工課 (西庁舎2階)

TEL:0561-56-0641 メール:kanko@nagakute.aichi.jp

長久手市 中小企業者等支援補助金



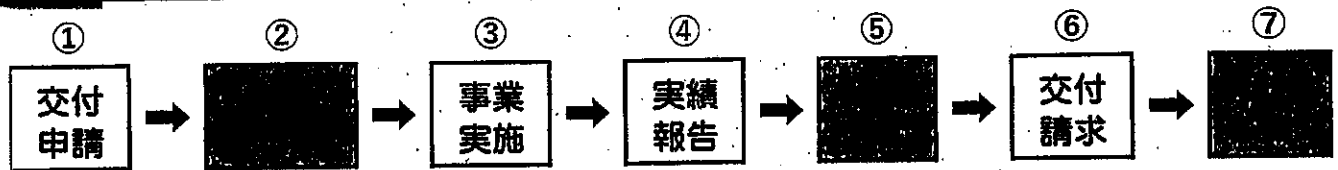
クリック!



裏面もご覧下さい!

TEL:0561-56-0641

3 補助金交付までの流れ



※必ず事業実施前に申請してください。

申請する前に支払いや申込みなど事業を実施している場合は補助金の対象外となります。

※経営革新事業は愛知県の承認を受けた経営革新計画が必要です。

※創業支援事業は商工会又は金融機関から確認を受けた創業計画が必要です。

事前に長久手市商工会にてご相談ください。

(令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間に市内で創業される方が対象です。)

4 申請期間

交付申請(変更申請)

令和8年5月7日(木)から令和8年12月18日(金)まで(当日必着)

※申請額が予算額を上回った場合申請受付期間中でも申請の受付を締切ることがあります。

実施期間

交付決定後、令和9年1月31日(日)までに実施し、支払いまで完了したものを対象とします。

※事業の実施及び支払いが令和9年1月31日に間に合わなかった場合は補助対象外となります。

実績報告

事業及び支払いを完了した日から30日以内に提出してください。

5 その他

- 申請する前に、長久手市中小企業者等支援補助金交付要綱をよく確認してください。
- 補助事業完了後、事業の実施状況について見学やヒアリングさせていただくことがあります。
- 交付決定後に補助対象事業の内容や金額が変更になった場合は変更申請書(様式第6号)を提出する必要があります。(中止する場合も変更申請書の提出が必要です。)